

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

27	1,480	1,270
28	1,510	1,290
29	1,540	1,310
30	1,570	1,330
31	1,600	1,350
32	1,630	1,370
33		1,390

に改める。

附則別表第二の表中

26	1,460	1,240
27	1,480	1,270
28	1,510	1,290
29	1,540	1,310
30	1,570	1,330
31	1,600	1,350
32		1,370
33		1,390

を

26	2,040	1,460	1,240
----	-------	-------	-------

別表第一

現業職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額	3 等 級 給料月額
1	34,648 ^円	23,004 ^円	19,886 ^円
2	36,578	24,016	20,592
3	38,502	25,128	21,398
4	40,762	26,240	21,998
5	42,986	27,352	23,004
6	45,316	28,570	24,016
7	47,676	29,788	25,128
8	50,000	31,306	26,240
9	52,336	32,930	27,352
10	56,802	34,648	28,570
11	59,532	36,478	29,788
12	62,262	38,302	30,906
13	64,986	40,162	32,030
14	69,246	41,986	33,148
15	72,182	43,816	36,478
16	75,130	47,676	38,302
17	78,078	50,000	40,162
18	81,026	52,336	41,986
19	83,762	54,684	43,816
20	86,298	57,008	47,676
21	88,828	62,262	50,000
22	91,252	64,986	52,336
23	93,576	67,710	54,684
24	95,588	70,334	57,008
25	97,606	72,958	59,326
26	99,624	74,976	61,644
27		76,588	63,662
28		77,806	65,674
29		79,024	67,086
30		80,242	68,198
31		81,460	69,310
32		82,678	70,422
33			71,534

別表第三の表中

一八、〇九二円	二〇、二〇四円	二〇、二〇四円
---------	---------	---------

を

二〇、五九二円	二三、〇〇四円	二三、〇〇四円
---------	---------	---------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月一日から適用する。

(給与の内払)

2 この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十四年六月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

現業職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級
号 給	給料月額	給料月額
1	23,004	19,886
2	24,016	20,592
3	25,128	21,398
4	26,240	21,998
5	27,352	23,004
6	28,570	24,016
7	29,788	25,128
8	31,306	26,240
9	32,930	27,352
10	34,648	28,570
11	36,478	29,788
12	38,302	30,906
13	40,162	32,030
14	41,986	33,148
15	43,816	36,478
16	47,676	38,302
17	50,000	40,162
18	52,336	41,986
19	54,684	43,816
20	57,008	47,676
21	62,262	50,000
22	64,986	52,336
23	67,710	54,684
24	70,334	57,008
25	75,130	59,326
26	78,078	61,644
27	81,026	63,662
28	83,762	65,674
29	86,298	67,086
30	88,828	68,198
31	91,252	69,310
32	93,576	70,422
33	95,588	71,534
34	97,606	
35	99,624	

別表第三の表中

一八、〇九二円	二〇、二〇四円	二〇、二〇四円
---------	---------	---------

を

二〇、五九二円	二三、〇〇四円	二三、〇〇四円
---------	---------	---------

に改める。

附則別表第二の表中

33	1,980	1,390
34	2,010	

を

33	1,980	1,390
34	2,010	
35	2,040	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年六月一日から適用する。

(給与の内払)

2 この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づい

て昭和四十四年六月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】